

沖縄県身体障害者更生相談所電話設備賃貸借契約に係る一般競争入札説明書

沖縄県身体障害者更生相談所電話設備賃貸借契約の一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令及び沖縄県財務規則に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

1. 公告日 令和 7 年 6 月 17 日（火）

2. 入札に付する事項

(1) 件名：沖縄県身体障害者更生相談所電話設備賃貸借契約

(2) 契約内容：「別紙契約書（案）」及び「仕様書」による

(3) 契約期間：令和 7 年 9 月 1 日～令和 13 年 8 月 31 日（72 ヶ月）

「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 設置場所：沖縄県身体障害者更生相談所

3. 入札方法等

(1) 入札者は、県が定める入札書（第 8 号様式）を使用すること。

(2) 入札書は、書面により直接持参して提出すること。

(3) 入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の納付に係る確認を受けること。

イ 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札参加資格確認通知書の写しを提示すること。

ウ 代理人が入札する場合は、本人の委任状（第 7 号様式）を持参すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の単数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札日時及び場所

(1) 入札年月日：令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 10 時

(2) 入札場所：沖縄県身体障害者更生相談所会議室

5 入札保証金

入札公告「8 入札保証金」による。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札

(3) 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札

(4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、入札参加資格確認申請書（第1号様式）に用いた印鑑を持参すること。代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で委任状（第7号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 落札者がいない場合の措置

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちにその場で再度の入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (2) 再度の入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

10 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

11 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付または提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

12 契約締結の時期

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

13 その他留意事項

- (1) 当該入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、契約期間内において沖縄県の歳出予算の当該金額の減額又は削除があった場合は、沖縄県は当該契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加資格の申請等にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (4) 沖縄県は、申請書等を公表又は無断で他の用途へは使用しない。

14 契約に関する事務を担当する名称及び所在地

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目-385-1

沖縄県身体障害者更生相談所総務係 担当 金城（きんじょう）

TEL 番号：098(886)2241

FAX 番号：098(886)7990